

建設発生土受入に係る土質検定試験書等提出要領

建設発生土の受入基準に定めるところの土質検定試験書等の取扱いは、次に定める要領に基づくものとする。

1 土質検定試験書等の提出基準

(1) 土質検定試験書等の提出

ア 1 件工事での建設発生土の搬入土量が $2,500\text{m}^3$ 以上の工事については、土質検定試験書を提出すること。

ただし、過去に試験が実施され、その結果が受入基準に適合する区域の土砂については、その範囲を明記した土質検定試験書の写しの提出をもって試験実施に代えることができる。

イ 1 件工事での建設発生土の搬入土量が $2,500\text{m}^3$ 未満の工事であって、発生場所が工場敷地、河川敷、河川内、廃棄物処分地、廃棄物処理施設及びこれらの跡地の履歴を有する場合、若しくはその工事が一団地並びに一連の開発行為のもと、全体の想定土量が $2,500\text{ m}^3$ 以上の場合は、事前協議の上、土質検定試験書を提出すること。

ただし、過去に試験が実施され、その結果が受入基準に適合する区域の土砂については、その範囲を明記した土質検定試験書の写しの提出をもって試験実施に代えることができる。

ウ 1 件工事での建設発生土の搬入土量が $2,500\text{m}^3$ 未満の工事であって、発生場所がイに定める履歴を有しない場合は、「土地履歴等調査書」（様式-16）の提出をもって試験実施に代えることができる。

エ 大阪港湾局が特に必要と認め、土質検定試験の実施を求めたときは、速やかにそれを実施し土質検定試験書を提出すること。

(2) 土質検定試験方法

ア 試料採取地点

原則として、地表面より 50 cm の位置の土壌を採取すること。

ダイオキシン類は、地表面より 5 cm の位置の土壌を採取すること。

ただし、トンネル工事等の場合は、断面内またはその付近から採取すること。

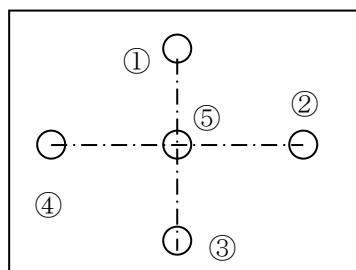
イ 試料採取数

搬入土量 $2,500\text{m}^3 \sim 10,000\text{m}^3$ は原則として $2,500\text{m}^3$ 毎に 1 検体とし、1 検体における試料採取は、原則として 5 箇所とする。

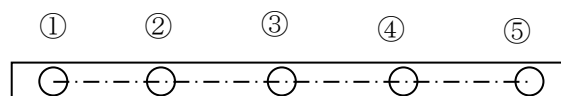
ただし、大規模工事（発生量 $10,000\text{m}^3$ 以上）については、大阪港湾局と別途協議とする。

試料採取の基本形状

a エリア掘削



b ライン掘削



○：試料採取箇所

ウ 試験方法

上記イの採取試料を、等量混合のうえ（別紙-6）による方法で試験を行うこと。

エ 試料採取等については、上記の方法によるほか、土壤汚染対策法・大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める方法によることができる。

（3）検定試験実施項目の運用について

事前の土地履歴調査等により揮発性有機化合物及び重金属等の使用履歴による土壤汚染のおそれがないと推測される場合は、「建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準」（別紙-6）に係る化学性状の試験項目の実施について、大阪港湾局と協議のうえ考慮できるものとする。

2 仮置き場の調査

建設発生土を発生場所から直接、夢洲へ搬入せず、発生場所以外の場所に一時仮置きする場合は、仮置き場の履歴調査の実施と、仮置き場及びその周辺の土地の性状が分かる書類及び位置図を「受入依頼書」に添付し提出すること。

3 土質検定試験書等の提出先

（1）提出書類

「土質検定試験書」または「土地履歴等調査書」（様式-16）

土質検定試験書は、採取位置が平面、断面的に確認できる「試料採取位置図」を含み、化学性状に係る受入基準に対しての適合判定を明記するものとする。

（2）提出時期

搬入予定日の2週間前まで

（3）提出先

大阪港湾局計画整備部工務課